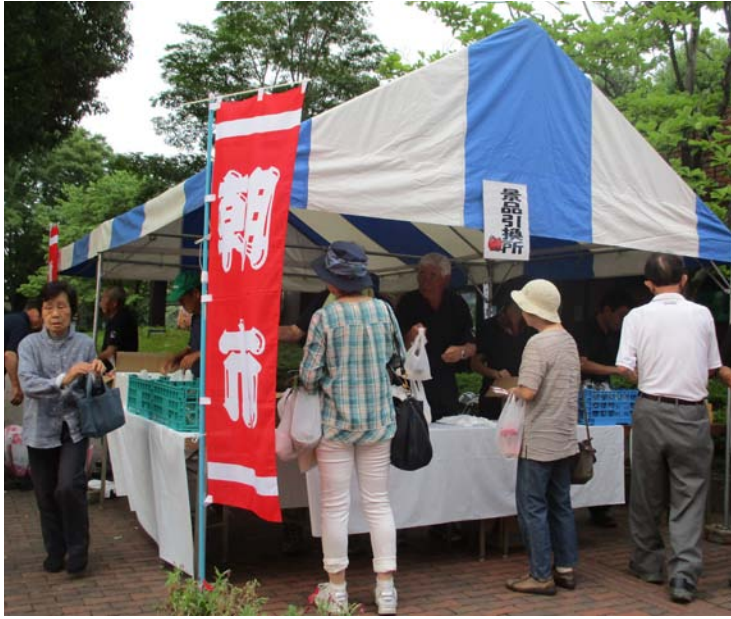


たてばやし 農業委員会だより

編集・発行
館林市農業委員会
電話 72-4111
内線 232・233



▲ 定例会案件の現地調査の様子
◀ たてばやしまつり朝市の様子

主な活動事項



- (5月)
 - 26日 邑楽館林農業委員会協議会定期総会
 - 29日 全国農業委員会会長大会
(文京シビックホール・東京都)
- (6月)
 - 29日 群馬県農業会議通常総会
- (7月)
 - 20日 農業委員辞令交付式
 - 20日 農業委員会臨時総会
 - 20日 農地利用最適化推進委員委嘱状交付式
 - 20日 新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
- (8月)
 - 10日 邑楽館林農業委員会協議会臨時総会
 - 22日 ぐんま女性農業委員ネットワーク臨時総会
 - 22日 女性農業委員研修会 (JABIL・前橋市)
農地利用状況調査
- (9月)
 - 22日 農業委員会全体研修会 (伊勢崎市文化会館)
- (10月)
 - 27日 邑楽館林農業委員会協議会研修会
- (11月)
 - 20～21日 邑楽館林農業委員会協議会現地研修会
 - 27日 農業委員・農地利用最適化推進委員現地研修会
遊休農地所有者に対する利用意向調査
- (毎月)
 - 農業委員会定例会 (農地の権利移動、農地転用審査ほか)
 - 農地利用最適化推進会議 (農地の利用集積の推進ほか)
 - 農地パトロールの実施

農業委員会新体制

7月の農業委員の任期満了に伴い、農業委員10名が新しい委員としてまた、新たに16名の農地利用最適化推進委員が決定しました。

会長就任挨拶



●農業委員会会長
福田榮次（日向町）

農業委員会法の一部改正に伴い、今までの農業委員公選制が廃止された後、七月に初の改選が行われ、私も含め十名の農業委員が新たに市長より任命されました。併せて委員の皆さまから、ご推挙いただき引き続き会長を務めさせていただきますことになり、大変身の引き締まる思いであります。

さて昨今の農業を取り巻く環境は、国による農業の構造改革が各種行われているにも関わらず、相変わらず厳しい現状が多々あります。例えば農業従

事者の高齢化及び後継者不足を要因とした耕作放棄地の拡大や農地が無断で耕作目的以外に使われる違反転用の増加などが大変深刻な社会問題となっております。

そんな中、農業委員会組織の改革に伴い、「農地利用最適化推進委員」が新設され、識見・人望を兼ね備えた適任者として十六名を委嘱いたしました。

この新制度の目的は、地域の実情を熟知し、人脈を持った推進委員が現場活動を積極的に行うことにより、担い手への農地の集積や集約を推進し「人と農地」を結びつけていくことによって農地を守ることにあります。

農業委員・農地利用最適化推進委員二十六名が一丸となって、農地の集積・集約活動を進め、農業を次世代に引き継げる体制を作り上げて行くことを目標に三年間活動していくことを約束申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

農業委員会の役割

- 農業委員会とは、農業行政を担う行政委員会です。
- ★農地法に基づく農地の権利移動等の申請に対して公正に審査し、農地の確保と有効利用に向けて取り組みます。
- ★現場活動を積極的にを行い、担い手への農地利用の集積・集約の推進や遊休農地の発生防止・解消を通じて地域農業の発展に寄与します。
- ★地域の世話役・相談役として新規参入を促進し、新しい担い手の育成や農業経営活動の合理化に向けた支援を行い、次世代の農業の発展に寄与します。
- ★農地等の利用の最適化に関する施策について関係行政機関に対し改善意見を提出します。

新農業委員をご紹介します (敬称略)



坂村 建一（四ツ谷町）



●会長職務代理者
木村 一成（成島町）



平井 玲子（松沼町）



野中 正一（城町）



木村 茂市（上早川田町）





中村 雅彦
(堀工町)



藤倉 雅代
(上赤生田町)



神村 公一
(大島町)



三田庄一郎
(下三林町)

農地利用最適化推進委員をご紹介します (敬称略)



大関 清
(大島町)



内田 清太郎
(当郷町)



中島 浩一
(細内町)



遠藤 稔
(加法師町)



阿部 和雄
(小桑原町)



橋本 好正
(赤生田本町)



青木 則幸
(羽附旭町)



森田 慎一
(大島町)



松本 治恭
(高根町)



須永 丈夫
(野辺町)



岩瀬 彌太郎
(上三林町)



内田 邦雄
(青柳町)



田村 文雄
(大新田町)



金子 壯一
(足次町)



熊倉 康吉
(北成島町)



飯島 幹央
(木戸町)

お知らせ

農地の適正管理を お願いします

耕作が放棄され、農地として有効に活用されていない遊休農地が増加しています。

遊休農地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるばかりでなく、ごみを捨てられるなど生活環境悪化の原因となるおそれがあります。

農地の所有者は、草刈りなど適正な管理に努めるとともに、農作物を栽培して有効に活用しましょう。

農地を相続した場合は 届出が必要です

相続などによって農地を取得したかたは、農地のある市町村の農業委員会に届出をする必要があります。届出をしなかったり、虚偽の届出をすると罰則規定がありますのでご注意ください。

●届出の際に必要なもの

- ・届出書（押印が必要）
- ・相続したことが確認できるもの（登記簿謄本、権利書の写しなど）

※代理人が届出する場合は、委任状が必要となります

農業者年金に 加入しましょう

農業者年金とは、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的をあわせ持つ年金制度です。

国民年金の第1号被保険者で、農業に従事する60歳未満のかたであれば、農地を持っていない配偶者や後継者などの家族従事者でも、年間60日以上農業に従事していると加入できます。それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定でき、いつでも見直すことができます。また、脱退も自由で、それまでに支払った保険料に対応した年金を将来受け取ることができます。農業者の皆さまへ農業者年金の加入をおすすめします。

全国農業新聞を 購読しませんか？

全国農業新聞とは、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行している農業総合専門紙です。毎週1回、農業・農政の動きや農業者の経営やくらしに役立つ情報などをわかりやすく解説していますので、ぜひ購読をおすすめします。

をわかりやすく解説していますので、ぜひ購読をおすすめします。

- 発行日
金曜日（月4回）
 - 購読料
月額700円
 - （送料・税込）
- ※農協からの口座引き落としもできます



農地の賃借料情報を 提供します

農業委員会では、農地の賃借料情報を提供しています。これは館林市内の各地区で、この一年間に締結された農地の賃貸借契約の賃借料を平均したものです。

なお、この農地の賃借料情報は参考として提供するものですので、実際の契約に際しては、貸し手と借り手の両者でよく協議した上で取り決めをしてください。

- 賃借料（10aあたり）
- ・田 11,100円
- ・畑 10,300円

農地相談を行っています

農地の売買・賃借や転用の許可（届出）、農地のあっせん、農業者年金

の加入、農地の管理（雑草など）などの農地に関するお悩みがありましたら、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員か、農業委員会事務局までご相談ください。

認定農業者農用地利用 集積促進奨励金が終了

農地を所有しているかたが認定農業者に農地を貸付した際に交付された農用地利用集積促進奨励金は、平成28年度をもって終了しました。平成29年度は実施しませんので、農地の貸付には税制優遇もある中間管理機構をぜひご利用ください。

農業委員会事務局は市役所の2階です♪



【編集後記】

新農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまのご活躍をお祈りいたします。また、発行するにあたりご協力いただいた方々から心より感謝申し上げます